

旭川市立旭川中学校
学校いじめ防止基本方針

創 誠 健 和



令和7年4月 改定

【 目 次 】

はじめに	1
------	---

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 市立学校の責務	2
3 いじめの理解	4
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	8
2 生徒が主体となった取組の推進	9
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	9
(1) 学校いじめ対策組織の構成	
(2) 学校いじめ対策組織の役割	
4 いじめの防止	11
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
(5) 人権教育プログラムについて	
(6) ストレスチェックについて	
(7) PTA研修会の実施について	
5 いじめの早期発見	13
(1) 早期発見のための措置	
6 いじめへの迅速かつ適切な対応	13
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) 性に関わる事案への対応	
(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	
7 いじめの解消	16
(1) いじめが解消している状態	
(2) 観察の継続	
8 家庭や地域、団体との連携	17
9 関係機関等との連携	18
10 いじめの重大事態への対応	20
(1) 重大事態とは	
(2) 学校における重大事態への対応	
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	22
12 学校いじめ防止プログラム	
(資料①) 学校いじめ防止プログラム	23

(資料②－１) 早期発見・事案対処マニュアル	25
(資料②－２) いじめ事案対応フロー	26
(資料③) いじめ発見・見守りチェックリスト	27
(資料④) 家庭用 子どもの様子チェックリスト	28
(資料⑤) 主な相談窓口	29
(資料⑥) いじめ等に関する相談対応フロー	30
(資料⑦) 不登校重大事態に係る対応フロー	31
(資料⑧) 性犯罪・性暴力が疑われる事案への対応	32

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校ではこれまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、毎年、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを進め、改定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

特に、いじめの防止には、包括的性教育に係る取組の推進をはじめとする令和6年12月に示されたいじめの重大事態に係る再調査結果を踏まえた再発防止対策に基づく教育活動の展開や、前例にとらわれない機動的な校内体制づくりが求められると考えております。

そこで、「積極的な業務改善」と「チーム担任制」を導入し、生徒一人一人に対する目配り、気配りを徹底できる生徒支援を展開します。

さらに、不登校及び不登校傾向の生徒に対する「ICT等を積極的に活用した学びを保障する場の設定」、「多様な企業・団体・地域人材の参画による教育プログラムの開発」、「一斉授業の参加に困難さを感じる生徒への個別最適な学びを保障する取組」、「人間関係づくりや集団生活への困難さを抱える生徒に対する専門機関と連携した日常的な支援体制の構築」に積極的に取り組むとともに、小中一貫して9年間を見通したいじめ防止対策を推進してまいります。

本基本方針に基づき、生徒はもとより、学校運営協議会、保護者、そして関係各位のご理解と積極的な当事者としてのご支援・ご協力を、ここにお願いいたします。

旭川市立旭川中学校長

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

本校では、本基本理念を踏まえ、生徒の命と心を守ることを第一に考え、お互いに相手を尊重し合い、生徒1人1人にとっても安全、安心に生活できる環境づくりに努めてまいります。

2 市立学校の責務等

旭川市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」といいます。）では、市及び市立学校の責務を以下の通り定めています。

第5条 市立学校の責務

- 1 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめに関する情報を共有するとともに、いじめやいじめの疑いがあるときには迅速かつ組織的に確認、対応します。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、令和4年度より実施している『チーム担任制』の特色を生かし、教職員に相談しやすいような信頼関係づくりとともに、教育相談の充実を図っていきます。また、地域の方が、本校の生徒がいじめを受けている、または受けているかもしれないという状況を把握したときに学校へ相談できる窓口を明確にします。

いじめや不登校等に係る相談・通報の窓口

【連絡先】

〒078-8261 旭川市東旭川南1条6丁目

TEL：0166-36-1007 FAX：0166-36-1749

E-mail：postmaster@asahikawa.asahikawa-hkd.ed.jp

担当：教頭 岩浪 貴子 「学校いじめ対策組織」担当 只石・大道

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たって、以下の点に留意します。

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って対応します。
- イ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- エ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わ

る事実を踏まえ、対応します。

- オ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- カ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ生徒」、大規模な震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、生徒の命を守ることを最優先にし、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤金銭などを得たいという意識
 - ⑥被害者となることへの回避感情 などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

また、学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子をふくめ状況を注視し、危険が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて相当の期間を設定して状況を注視します。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

また、学校はいじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

加えて、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が用意には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校はいじめを受けた生徒及びいじめをおこなった生徒について、日常的に注意深く観察します。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身または財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

令和6年度、本校では「いじめに関する調査」、教育相談等を通じて、いじめ見逃しゼロや積極的な認知に取り組んできました。その結果、認知件数が30件ありました。そのほとんどが冷やかしかからかい、悪口を言われた。パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷を受けたという内容でした。そのことから、相手の気持ちを考えて発言、行動することや情報モラルの育成が本校の課題と言えます。引き続き、「人権教育プログラム」の実施や外部機関と連携し、インターネット依存やSNSトラブルに関する講演などを実施していきます。

調査における質問項目のうち、「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と答えた生徒の割合は、1年生98.3%、2年生98.5%、3年生96.9%であり、ほとんどの生徒が「いじめは許されない行為である」という意識をもっていますが、全ての生徒がいじめを許さない意識をもつように指導をさらに徹底します。加えて、「嫌な思いをした時に、誰に相談しますか」という設問で、「誰にも相談しない」と回答した生徒が全校で8%おり、全ての生徒が適切にSOSを出せるよう指導を徹底していきます。

令和7年度も、生徒の意識を高めていく取組を行うとともに、チーム担任制の継続による日常の生徒とのふれあいや教育相談の充実、ストレスチェックや各種アンケートの実施や分析等を通じた、いじめの防止に努めてまいります。また、いじめの認知に関わっては、生徒支援チームを中心とした日常的な研修や実践事例交流等を通じて、法令に基づく積極的な認知に努めます。さらに、いじめが認知された場合、3か月以内の解消率100%を達成できるよう、組織的に対処していきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、生徒自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会中心に進めます。具体的な取組として、下記のような活動を企画・運営します。

- | | |
|---|---|
| ア | 生徒会・生活委員会を中心にいじめ問題について話し合い、本校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。 |
| イ | 生活・学習 Act サミットで協議された内容を共有して、実行できる取組を工夫する。 |
| ウ | 全校生徒一人ひとりが、いじめ撲滅に向けた行動宣言を表明し、それらを学年ごとにまとめた「いじめノックアウト 行動宣言」を作成・掲示する。 |
| エ | 生徒会役員が小学校に出向き、小学生に向けていじめ防止の授業を行う。 |
| オ | 生徒会本部や各専門委員会による、いじめ撲滅に向けた呼びかけを行う。
など |

上記の取組を行う際には、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図るとともに、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

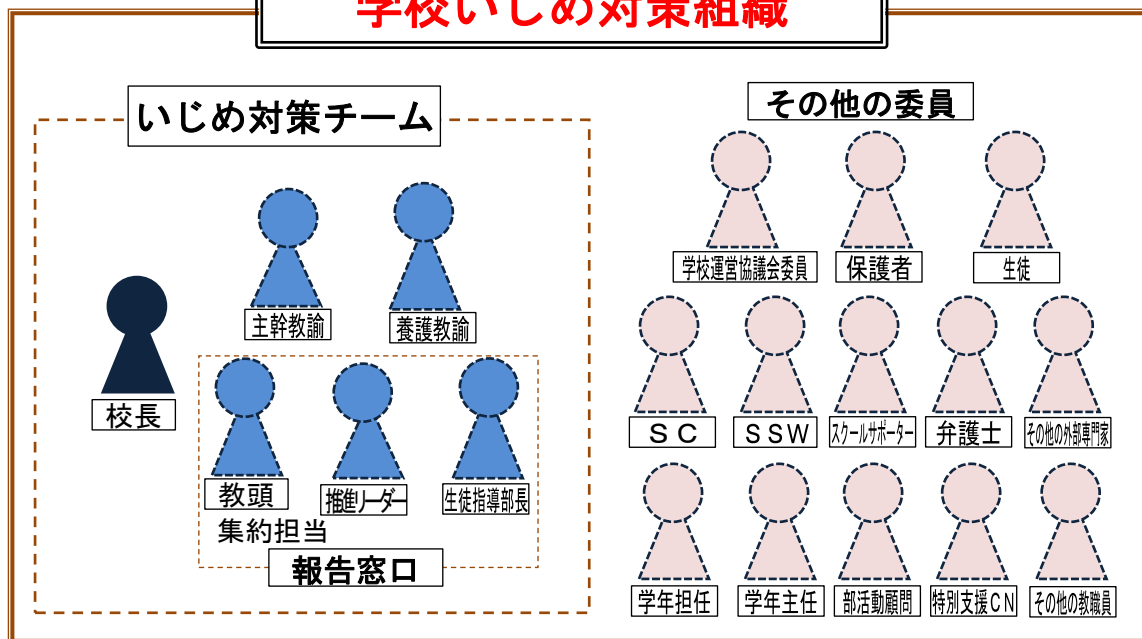
（１）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や、実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表としてあさひやま学校運営協議会などを加えた組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師やスクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

また、学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。いじめ対策チームは、校長をリーダーとし、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、いじめ対策推進リーダー、養護教諭をメンバーとします。他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、「報告窓口」を教頭と生徒指導部長及びいじめ対策推進リーダーが担い、「報告窓口」にきた情報は全て「集約担当」である教頭が集約し、その後の対応をコーディネートします。

学校いじめ対策組織



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCA サイクルにより、計画的・組織的に点検の実施と見直しを実施

エ 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整備・保管

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、日常から教職員全員の共通理解を図ります。
- イ 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ウ 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- エ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。
- オ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組みます。
- カ チーム担任制を導入し、全職員で情報共有をして対応します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 教育活動全体を通じた道德教育や人権に関する教育の一層の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- ウ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達段階に応じた道德教育の充実を図ります。
- エ 生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- オ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。各学年、動画・アニメーション教材を活用し、情報モラル教育の授業を年2回実施します。

幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ウ 生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- エ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- オ 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- カ 配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
- エ 「あさひやまプライドプロジェクト」を継続し、学校・保護者・地域総ぐるみで「振る舞い教育」を推進します。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 人権教育プログラムについて

- ア 学校いじめ防止プログラムに基づき、「人権教育プログラム」を実施します。
- イ 1学年では、「生命（いのち）の安全教育」及び「人権擁護委員による人権教育プログラム」を実施します。
- ウ 2学年では、「SNSの適切な利用に係る学習」を実施します。
- エ 3学年では、「いじめから人権を守る教育」を実施します。

(6) ストレスチェックについて（年３回実施）

- ア 学校いじめ防止プログラムに基づき、ストレスチェックを実施します。
- イ 実施した内容をもとに、いじめの兆候をつかみ、早期発見に努めます。

(7) P T A研修会の実施について

- ア 外部機関と連携し、インターネット依存やSNSのトラブルに関する講演を実施します。
- イ 令和7年度は、医療機関等と連携して性に関する研修会を実施します。

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための措置

- ア チーム担任制を導入し、これまで以上に日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい組織体制や雰囲気をつくります。
- イ アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払って行います。
- ウ いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について、ホームページ、学校だより等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- エ 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。
- オ ア及びイでの得られた情報は、速やかにいじめ対策チームに報告するとともに、認知を行ったうえで、対応します。

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ウ いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- エ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

- オ いじめを受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守り等を行います。
- カ いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- キ いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ク インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ケ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- コ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直に警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるように留意します。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ウ いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- エ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

- カ いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- キ いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ク 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。
- ケ 不登校生徒への支援として、校内の空き教室を活用し、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）を開設したり、地域のマチデコと連絡したりするなど、校内外の支援員や居場所づくりにより、早期の社会的自立を支援します。

（３）いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ウ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- エ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- オ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第２６条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
 - ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的

で行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- エ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- カ 国際セクシュアリティ教育ガイダンスの8つのキーコンセプトの要素を踏まえた取組を推進し、包括的性教育の充実を図ります。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、対応を行います。
- イ 教育委員会との綿密に連携するとともに、関係学校との情報共有、指導方法を統一して、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、すくなくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、こ

の目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(2) 観察の継続

- ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。
- ウ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

8 家庭や地域団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明します。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。
- エ 新たに精神科医や警察官経験者等を活用し、専門的知見を活用できる体制を整備していきます。
- オ より一層の生徒理解のため、心理士を活用した教職員研修を実施します。

学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第 208 条)	○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第 204 条)	○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて、けがをさせる。
強制わいせつ (刑法第 176 条)	○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第 249 条)	○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第 235 条)	○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第 261 号)	○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第 223 条)	○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第 222 条)	○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法第 202 条)	○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)	○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)	○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

10 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

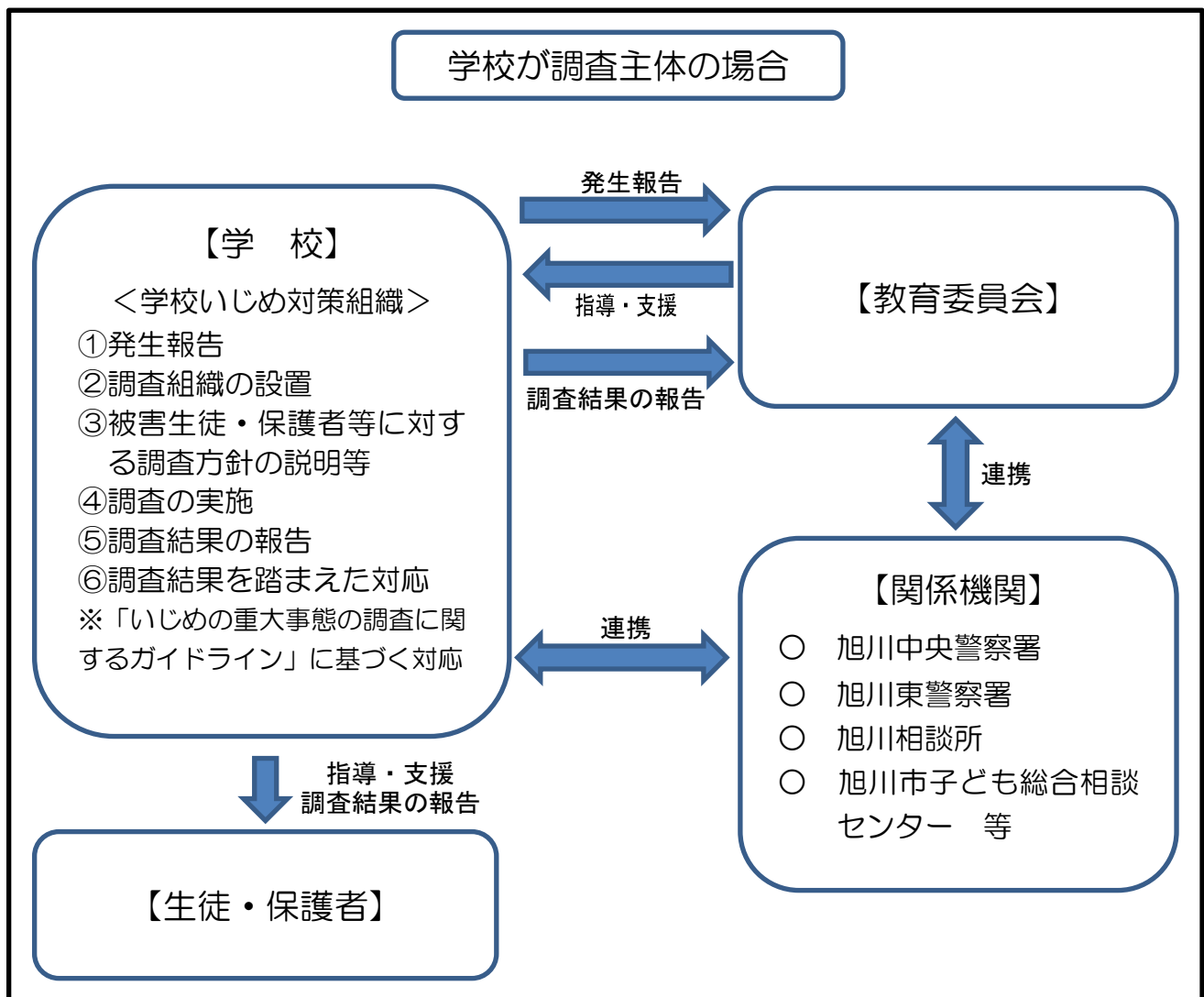
- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたとの申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にします。

(2) 学校における重大事態の対処

- ア 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- イ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

重大事態対応フロー図



1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し

ア 学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCA サイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、生徒や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
- ・入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

1 2 学校いじめ防止プログラム

別紙、資料①参照

【資料①】 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○スクールカウンセラーによる人間関係づくり授業（中１）	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
生 徒	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○人権教育 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業 ・「いじめから人権を守る教育」 ・「SNS の適切な利用に係る学習」 ○情報モラル教育①	○いじめアンケート調査① ストレスチェック① ○生徒が主体となった未然防止の取組（小中合同あいさつ運動等） ○中連生活部 6 月研への参加
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開		○学校運営協議会

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生 徒	○生活・学習 A c t サミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○生活・学習 A c t サミットを受けた取組の実施	○人権教育 ・「人権擁護委員による人権教室」 ○情報モラル教育②
家 庭 ・ 地 域	○性教育講話 ・性教育に関する外部講師による講話 ○保護者懇談会 ・1 学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校運営協議会

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○中連生活部12月研への参加
生徒	○小中連携し、生徒が主体となった未然防止の取組（いじめノックアウト出前授業実施）	○いじめアンケート調査② ストレスチェック② ○「生命（いのち）の安全教育」の授業	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○外部講師（警察）による、非行防止教室
家庭・地域			○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○薬物乱用防止教室 ・スクールカウンセラー（中3）
生徒		○いじめアンケート調査③ ストレスチェック③	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- ☐ いじめを受けた児童生徒や保護者
- ☐ 学級担任
- ☐ 児童生徒アンケート調査や教育相談
- ☐ 学校以外の関係機関や地域住民
- ☐ 周囲の児童生徒や保護者
- ☐ 養護教諭等学級担任以外の教職員
- ☐ スクールカウンセラー（SC）
- ☐ その他

<いじめの報告>

- ☐ 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- ☐ いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- ☐ いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- ☐ 周囲の児童生徒への指導
- ☐ SCなどによる心のケア
- ☐ 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- ☐ 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- ☐ 原因の詳細な分析
- ☐ 事実の整理、指導方針の再確認
- ☐ スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- ☐ 学校体制の改善・充実
- ☐ 生徒指導体制の点検・改善
- ☐ 教育相談体制の強化
- ☐ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- ☐ 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- ☐ 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

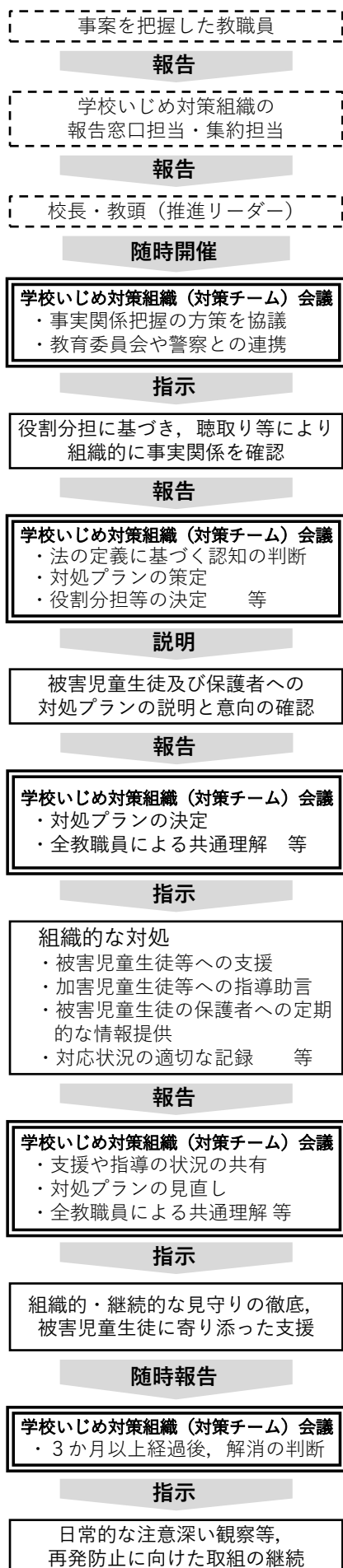
- ☐ 家庭、地域との連携強化
- ☐ 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- ☐ 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

➢ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

➢ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
➢ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
➢ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

➢ 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

➢ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
➢ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
➢ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

➢ いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

➢ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的にを行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
➢ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

➢ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

➢ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

➢ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
➢ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
➢ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやっあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立旭川中学校

電話 0166-36-1007

【資料⑤】（中学校用）

主な相談窓口

◆旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744 （いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 （ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供ＳＯＳダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

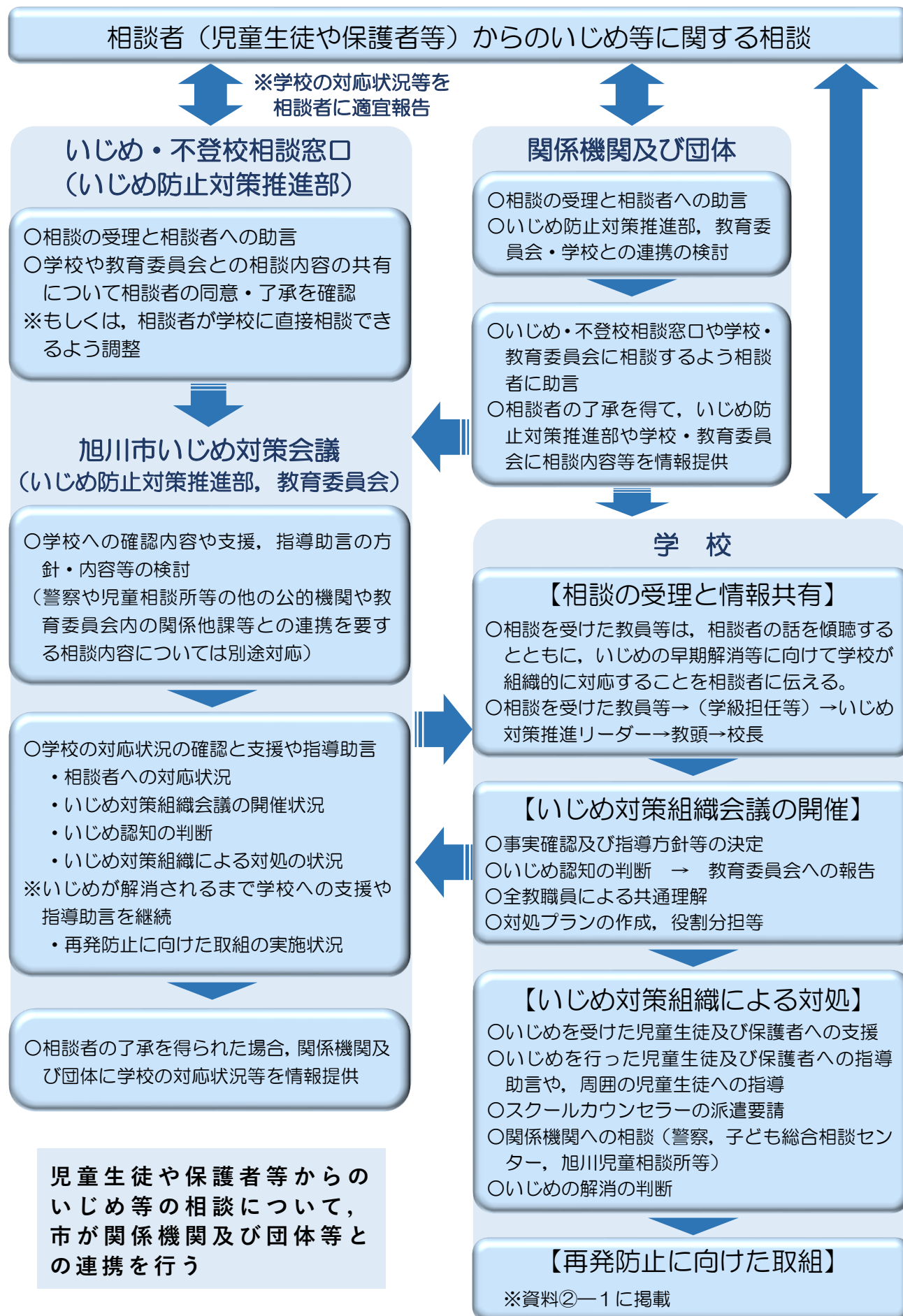
事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立旭川中学校

電話 0166-36-1007

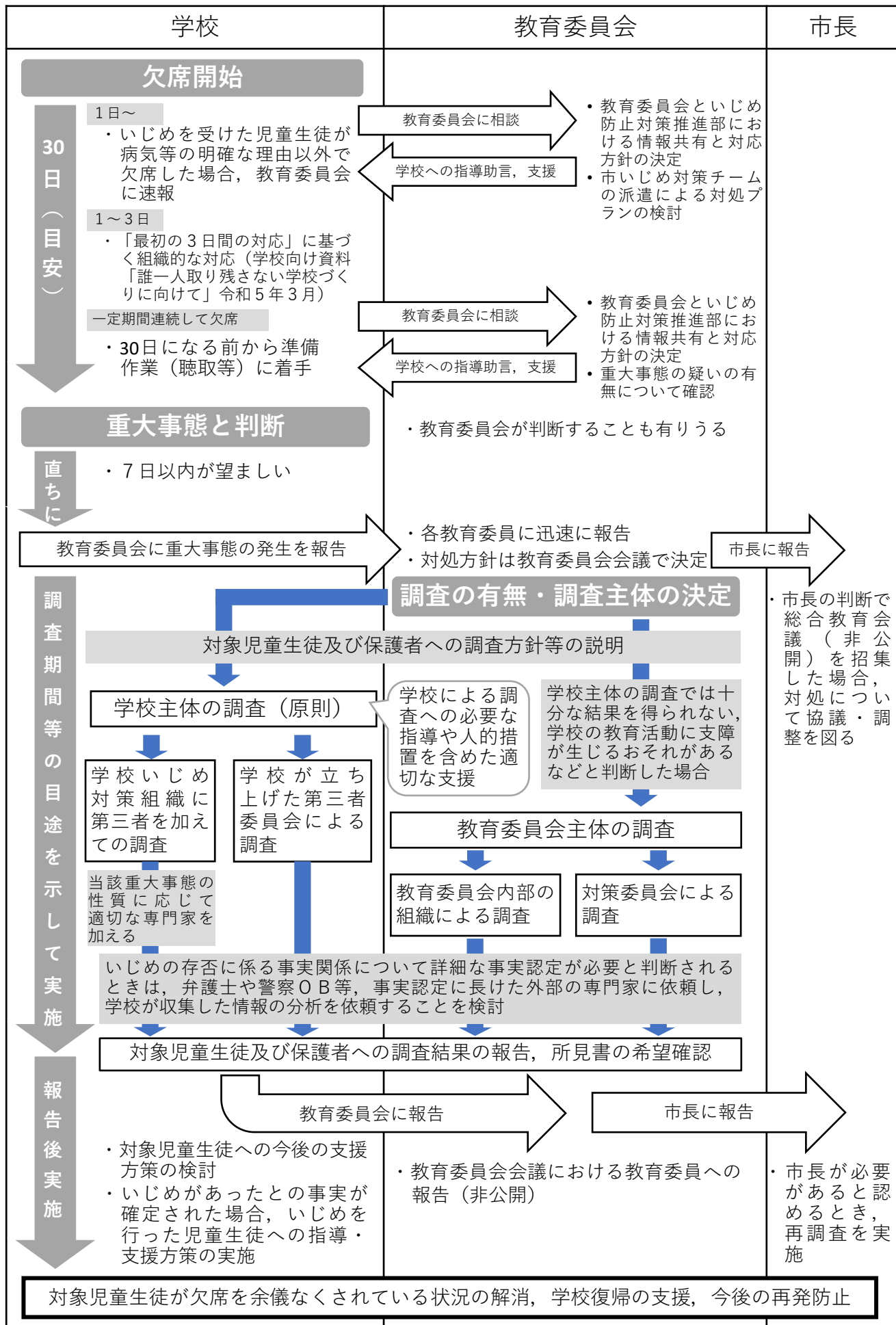
【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー



【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



性犯罪・性暴力が疑われる事案への対応

令和7年3月 旭川市教育委員会

対応の基本

- ◆ 児童生徒の人権尊重と安全確保を最優先とし、事案発生疑いの段階でも即日対応
- ◆ 1人で抱え込まず、直ちに校長（学校いじめ対策組織）に報告して組織的に対応
- ◆ 学校が抱え込まず、直ちに警察に相談し、適宜、専門機関と連携・協力して対応

発見

性的な事案（疑い含む）発生の情報

- ・ 本人や周囲の児童生徒からの相談
- ・ 保護者からの相談や通報
- ・ 教職員による目撃 等

情報を得た教職員

直ちに
報告・相談

児童生徒から相談の申出を受けた際の留意事項

- ・ 安心して話せる場所で、同性の教職員や信頼を得ている教職員が複数で対応する。
- ・ 5W1H から Why（なぜ）を除いた「4W1H」の内容を聴き取るようにする。
- ・ 無理に話を聴き出そうとすることや繰り返し同じ話を聴くことは避けるようにする。
- ・ 児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すようにする。

情報収集・初期方針決定

いじめ防止 対策推進部

情報共有

教育委員会

報告

校長（教頭）

直ちに相談（第1報）

警察

必要に応じ、支援チーム派遣

指導助言

招集

指揮

報告

相談

初動対応への助言

犯罪行為として取り扱われるべき行為の場合、児童生徒の生命や安全を守ることを最優先に、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報し、事実確認の対応等について、適切な援助を要請

事案対応チーム（管理職、学年の教職員、養護教諭、SC等）

◎ 法の定義を満たす場合は、いじめ事案と認知した上で以降の対応を開始

被害児童生徒の 保護者への連絡

- ・ 把握している情報や対応方針を伝え、要望・意見を聴取
- ・ 警察と連携して対応を進めることについて確認

事実確認

担当を分け、複数の教職員で組織的に対応

被害児童生徒担当

事実確認

- ・ 支持的かつ慎重な聴取
- 保護者対応
- ・ 確認した事実の説明

加害児童生徒担当

事実確認

- ・ 聴取と指導を分ける
- 保護者対応
- ・ 確認した事実の説明

関係児童生徒担当

事実確認

- ・ 必要に応じた聴取
- ・ 初期の対象を限定し、情報流出に配慮

- ※ 加害児童生徒を含む関係者のプライバシー保護に配慮
- ※ 事案対応チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底
- ※ 画像等は、学校の判断で削除せず、取扱いについて警察に相談した上で対応
- ※ 警察による捜査となった場合であっても、学校として必要な指導支援を実施

被害児童生徒対応

- ・ 3日以内 …緊急避妊、性感染症
- ・ 3週間以内…急性ストレス障害
- ・ 3か月以内…PTSD反応
- ※ 保護者及び医療機関との連携

加害児童生徒対応

- ・ 再発防止に向けた継続的な指導と組織的な見守り
- ・ 必要に応じ、関係機関との連携による対応

再発防止・未然防止の取組

詳細な記録の作成と保管

進級・進学時の適切な引継ぎ

支援方針決定

継続的な対応

管理職が相談（通報）

警察

対応の助言

被害の意向を踏まえた援助

援助の例

- ・ 事実確認の協力
- ・ 児童生徒への指導
- ・ 画像等の削除に関する対応
- ・ 警察の対応に係る保護者への連絡調整や説明

必要に応じて管理職が相談

状況に応じた支援等

- 法務少年支援センター ☎ 31-5511
- 児童相談所 ☎ 23-8195
- ※ 性的虐待が疑われる場合、直ちに通告

児童生徒や保護者への紹介

状況に応じた支援等

- 旭川市子ども SOS 電話相談（いじめ・不登校） ☎ 0120-126-744
- 警察
- 医療機関
- 性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ） ☎ #8891
- 法務少年支援センター ☎ 31-5511
- 児童相談所 ☎ 23-8195
- 子ども相談支援センター ☎ 0120-0-78310